

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月23日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
非常放送設備修繕
- 2 履行場所  
磯子区洋光台2丁目5-1  
横浜市立洋光台第一中学校
- 3 契約日  
令和6年9月3日
- 4 履行期間  
令和6年9月3日～令和6年12月27日
- 5 契約金額  
1,430,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
保土ヶ谷区鶴岡町1-3-2  
通信設備株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
非常放送設備が故障し、職員室からの緊急放送ができず学校運営に支障をきたすため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市有資格者名簿から、速やかな対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局教育施設課